

○ 国の特別融資制度推進会議設置要綱の「要領例」と道の市町村農業金融制度総合推進会議設置・運営要領「改正例」

国「特別融資制度推進会議設置要綱」	道「市町村農業金融制度総合推進会議設置・運営要領（改正例）」
<p>一 要領例一 (最終改正：令和5年3月31日付け4経営第3074号)</p>	<p>(最終改正：令和5年(2023年)5月24日付け経営第230号)</p>
<p>〇〇市特別融資制度推進会議設置要領</p>	<p>〇〇市町村農業金融制度総合推進会議設置・運営要領（例）</p>
<p><b>第1 目的</b> この要領は、〇〇市における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために、特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。 (対象とする資金) ① 農業経営基盤強化資金 ② 農業経営改善促進資金 ③ 経営体育成強化資金 ④ 青年等就農資金 ⑤ スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する「スーパーW資金」をいう。）</p>	<p><b>第1 趣旨</b> 〇〇市（町・村）農業の持続的発展を図るためには、関係機関・団体相互の連携のもと農業者の主体的努力と相俟って、生産性の向上等の構造政策と一体となった的確な金融対策の推進が肝要である。 このため、〇〇市（町・村）における農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「設置要綱」という。）第1の規定に基づき、〇〇市（町・村）農業金融制度総合推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定める。</p>
<p><b>第2 協議等事項</b> 推進会議は次の事項について協議等を行う。 (1) 対象とする資金の貸付けの認定等に関する事項。 (2) 貸付対象者に対する指導・助言等に関する事項。 (3) その他資金の貸付けの認定等に当たって必要な事項に関する事項。</p>	<p><b>第2 協議等事項</b> 推進会議は、次の事項を協議・決定・処理する。 1 農業制度資金の融通方針に関する事項 2 農業経営改善関係資金（農業近代化資金、農業経営基盤強化資金（スーパーW資金）、経営体育成強化資金、農業改良資金及び青年等就農資金）に関する事項 3 北海道農家負担軽減支援特別対策に関する事項 4 農業負債整理関係資金（経営体育成強化資金及び農業経営負担軽減支援資金）に関する事項 5 畜産特別資金に関する事項 6 北海道認定就農者総合融資制度に関する事項 7 アグリビジネス強化計画の認定に関する事項（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置について（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第3に定める事項等） 8 畜産経営体質強化支援資金に関する事項 9 その他制度金融の推進に必要な事項</p>
<p><b>第3 構成</b> 推進会議は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。 (行政機関等) ① 〇〇市 ② 〇〇県（普及指導センターを含む。） ③ 〇〇市農業委員会 ④ 〇〇県農業経営・就農支援センター（融資機関・保証機関） ⑤ 〇〇市農業協同組合 ⑥ 〇〇県信用農業協同組合連合会 ⑦ 農林中央金庫〇〇支店 ⑧ 株式会社日本政策金融公庫 ⑨ 〇〇銀行 ⑩ 〇〇信用金庫 ⑪ 〇〇信用協同組合 ⑫ 〇〇県農業信用基金協会（その他） ⑬ 税理士その他推進会議が必要と認めるもの</p>	<p><b>第3 構成</b> 推進会議は、次の機関・団体をもって構成する。 (行政機関等) 1 〇〇市（町・村） 2 〇〇農業委員会 3 北海道〇〇（総合）振興局 4 〇〇農業改良普及センター (融資機関・保証機関等) 5 〇〇農業協同組合 6 北海道農業協同組合中央会〇〇支所（負債整理に関わる事項がある場合は、必ず構成に加えるものとする。） 7 北海道信用農業協同組合連合会〇〇支所 8 株式会社日本政策金融公庫〇〇支店 9 民間金融機関（農業協同組合以外の金融機関が融資機関となる場合。なお、公庫資金の貸付業務を委託している場合は当該受託金融機関。） 10 公益財団法人北海道農業公社（認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「基盤強化法」という。）第14条の5第1項に規定する認定新規就農者をいう。）を対象とする資金（農業近代化資金、経営体育成強化資金及び青年等就農資金のうち認定新規就農者を対象とする資金をいう。））に関わる事項がある場合は、必ず構成に加えるものとする。） 11 北海道農業信用基金協会（同基金協会の保証諾否に関わる事項がある場合は、必ず構成に加えるものとする。） 12 〇〇土地改良区（同土地改良区の土地改良事業に関わる事項がある場合は、必ず構成に加えるものとする。） (その他の機関) 13 その他必要と認める機関・団体</p>
<p><b>第4 運営等</b> (1) 推進会議に会長を置く。 (2) 会長は〇〇をもってこれに充てる。 (3) 会長は推進会議を招集し、会議を主宰する。 (4) 推進会議の事務局は〇〇が担当する。  (5) 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2の協議等に当たっては、原則として、アの方法によるものとし、イの方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限ることとする。 ア 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。 イ 次に掲げる方法 (ア) 事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。 (イ) 事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う都道府県及び市町村（以下「助成地方公共団体」という。）その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に文書（電子的方法、磁気的方法）その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を送付する。 (ウ) 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。）第3の1の(2)の指導農業士（これに類するものを含む。）等による意見書及び第3の1の(5)の都道府県による確認書又は第3の1の(5)の都道府県による意見書（以下単に「意見書」という。）の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が交付されなかった場合に限る。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、迅速やかな事務処理に努める。また、会議には借入希望者も出席させることができ、説明を求めるときには過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。 なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。  (6) (5)の「慎重な審議が必要な場合」とは、次のア及びイに掲げる場合をいう。 ア 必要とする借入額が3億円（法人にあっては、10億円）を超える場</p>	<p><b>第4 運営等</b> 1 推進会議は、〇〇が招集する。 2 推進会議の運営は、〇〇が当たる。 3 推進会議の事務局は、〇〇が担当する。 4 協議等に当たっては、都度、第3の機関・団体のうち必要とする機関等をもって運営するものとする。  <b>第5 その他</b> 1 推進会議による農業経営改善関係資金及びアグリビジネス強化計画の認定に係る協議等に当たり効率的な運営のため、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務については、原則として、融資機関に委任することとする。 なお、借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会とする。 2 推進会議の運営は1を原則とするが、特に慎重な審議が必要な場合は、事務局は、文書協議方式又は会議方式により処理を行い、推進会議が審査することとする。  3 2の「特に慎重な審議が必要な場合」は、(1)及び(2)に掲げる場合をいう。 (1) 借入額（借入額の変更を認定する場合は新たに借り入れる額）が3</p>

- 合(ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。)
- (ア) 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合
  - (イ) 特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「設置要綱」という。)第3の4の(1)のイに規定する場合
  - (ウ) 設置要綱第3の4の(1)のウに規定する場合

(参考) 特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知(抜粋))

第3の4の(1)

イ 次に掲げる人・農地プラン等において地域の中心となる経営体として位置づけられた農業者(当該人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられることが確実であることの証明を市町村から受けた交付対象者を含む。)が借り入れる場合

(ア) 実質化された人・農地プラン(農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものをいう。)

→ 人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知)2の(1)の実質化された人・農地プラン(同通知3の規定により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4の規定により実質化された人・農地プランとして取り扱うことができる同種取り決め等を含む。)

→ 令和2年度までに限り、同通知5の(1)に基づく工程表で公表が行われているもの

(イ) 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱の一部改正について(平成31年4月1日付け30経営第3190号農林水産事務次官依命通知)による改正前の同実施要綱第2に定める人・農地プラン

ウ 基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図(同条第3項に規定する地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者(同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、認定新規就農者(同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、市町村基本構想(基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。)及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者(10年後の農業経営の継続意向(経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等)及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。)が借り入れる場合

- イ 認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)を対象とする資金の貸付けについては、次に掲げる場合
- (ア) 必要とする青年等就農資金(青年等就農資金基本要綱(平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。)の借入額が3,700万円を超える場合
  - (イ) 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合
- (7) (5)のイにより委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画(基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画(酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画を含む。)をいう。))又は青年等就農計画(基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。)の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。
- (8) (7)の報告を受けた事務局は次により、速やかに、通知するものとする。
- ア 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項
  - イ その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項
- (9) ○○市以外の市町村を含んだ広域認定(基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。)の内容に関する協議等については、設置要綱第3の7の方針を基に、関係市町村(農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)第6の4(1)の①に規定する関係市町村をいう。)と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

第5 その他

(1) この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は別途推進会議が定めるものとする。

(2) 推進会議の各構成機関(機関の役員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について厳正に取り扱うものとする。特にこの要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする(具体的には、経営改善基本要綱等に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」における借入希望者の同意内容を遵守し、同意を得ていない「提供先」への情報の提供や「情報の種類」を提供することがないように留意する。)

- 億(法人にあつては、10億円)を超える場合(ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。)
- ア 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合
- イ 設置要綱第3の4の(1)のイに規定する場合
- ウ 設置要綱第3の4の(1)のウに規定する場合

- (2) 認定新規就農者(基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。)を対象とする資金(農業近代化資金、経営体育成強化資金及び青年等就農資金のうち認定新規就農者を対象とする資金をいう。)の認定等に係る業務
- 4 2の文書協議方式により処理する場合、事務局は、融資機関、利子助成等を行う○○総合振興局又は○○振興局及び○○市(町・村)(以下「助成地方公共団体」という。))その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に文書(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を送付する。
- 5 2の会議方式により処理する場合、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域における案件について審査することができるようにするなど、効率的に開催すること。
- (注) 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等就農促進の観点から構成機関が当該借入希望者の経営改善資金計画等について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合とする。なお、会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努めるものとする。会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求め際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

- 6 1により委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、推進会議事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画(基盤強化法の農業経営改善計画(酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の果樹園経営計画を含む。)をいう。)の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。
- 7 6の報告を受けた事務局は次により、速やかに、通知するものとする。
- (1) 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項
  - (2) その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項
- 8 ○○市(町・村)以外の市町村を含んだ広域認定(基盤強化法第13条の2の規定に基づき、北海道知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。)の内容に関する協議等については、設置要綱第3の7の方針を基に、関係市町村(基盤強化法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)第6の4(1)の①に規定する関係市町村をいう。)と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

9 推進会議の各構成機関(機関の役員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする(具体的には、農業経営改善関係資金基本要綱等に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」における借入希望者の同意内容を遵守し、同意を得ていない「提供先」への情報の提供や「情報の種類」を提供することがないように留意する。)

10 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営についての必要事項は、推進会議がその都度定める。